

第4回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成19年8月29日（水）午前10時から

場 所 東京区政会館 19階 192会議室

出席者 （都側）

押元総務局長、中西総務局行政部長、松崎総務局行政改革推進部長、真田財務局主計部長、中村知事本局自治制度改革推進担当部長、森総務局都区制度改革担当部長、西村総務局行政部区政課長

（区側）

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

（1）開会

（2）第3回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

（3）移管すべき事務を選定するための基準について

移管すべき事務を選定するための基準について、都と区の事務局で調整した結果を報告の後、検討を行った。

<都側から資料1「移管すべき事務を選定するための基準について（案）」の説明>

○都側

資料1「移管すべき事務を選定するための基準について（案）」は、都と区の事務局で調整した結果である。この案は、スタイルは前回の都案を継承しているが、内容的には区案の基準の考え方を取り入れている。

1でまず広域自治体としての都と基礎的自治体としての区の役割を示しつつ、基準についての考え方を明らかにしている。2で具体的な事務配分の整理の進め方についての手順の流れを示している。

基準については（1）から（7）という項目を掲げている。

<資料1をもとに検討>

◎座長

基準について何か意見はないか。

○区側

区長会で一番意見が強かったのは、都が「広域自治体として大都市東京のさらなる発展を」進めていくという役割を担っているという趣旨のところだ。大都市東京のさらなる発展を支えているのは東京都だけではなく、特別区も支えている。

これでは、大都市東京を支えているのは東京都のみであるというように読めてしまう。

○都側

ここでは、都と区の役割ということで大きく述べている。都の役割としては、これから世界の他都市と競争していく、その中で東京という都市を日本の牽引力として発展させていくということを述べているだけであり、大都市東京のさらなる発展を都だけが担っていて、区が担っていないということを述べるつもりはない。

大都市東京を支えるということは、勿論、そこに住んでいる都民区民がいるわけで、その都民区民の生活を支えているのは主に特別区であるということは承知している。ここでは、ティピカルに都と区の役割を整理するとこのような表現になるという趣旨である。

○都側

広域自治体としての都の役割をここで述べているわけであり、「広域自治体として」というその前に付いている文言がその後ろの方の「施策の展開」云々という部分を限定していると読んでもらいたい。

区と都、多摩の市町村も含めて一体となって日本を牽引していく大都市東京のさらなる発展を目指していくという立場である。

○区側

「大都市東京」は定義がされていない。抽象的な文言だ。今後の事務配分の検討では、大都市東京にかかわることだから都がやるという議論ではなく、個々具体的な基準の中で判断をしていくという進め方を前提とするということを受け止めたいがよろしいか。

○都側

そういう理解で結構だ。都は、議論の中でその辺の考え方がお互い理解していればいいと考えている。

○区側

「大都市東京」という言葉は、個々の議員には一定の思いがある。区議会への報告の際、大都市東京というよりも、むしろ東京が国際都市東京として競争に勝っていくためには、シンガポールや上海に負けないような国際都市であるために必要な事柄がある。それを都が担うという絞り込んだ説明をしたいが、そういうことでいいか。

○都側

それはそれぞれの捉え方の問題であり、そういう理解だということで話しをすればいいのではないか。ただ、都としては国際的な役割だけだと言われると、それはちょっとどうなのかなとなる。そういう面が非常に強いと理解して説明をするのであれば、それはそれでいい。

文法的に言えば、「広域自治体として」がどこにかかるかということ、広域自治体として「支える」わけで、大都市東京のさらなる発展を支えるのは、広域自治体として支える場合もあるし、基礎自治体として支える場合もあるという理解ができる。そのところを区議会へは説明願いたい。

○区側

話としては理解できるが、例えば、「特別区は」の後に、区も大都市東京を支える基礎的自治体である、そういう言葉は入れられないか。このままだと、都は大都市東京の更なる発展を支える広域自治体であり、特別区はそうではないということになってしまう。「東京の」とか何か入れられないか。

○都側

結構だ。

◎座長

事務局で調整してもらい、区も大都市東京を支えているのだというニュアンスがこの文章の中のどこかにあればありがたい。

それ以外に意見がなければ、この「選定するための基準について」は幹事会として一応取りまとめをするということで取り扱いたいよろしいか。

〔「異議なし」〕

(4) 都の事務のリストについて

都の事務のリストについて、説明の後、検討を行った。

<都側から資料2「都の事務のリスト」の説明>

○都側

都の事務の全体を示すということでリストを作った。可能な限り全部を拾うということで作業をしたが、今後、追加があるならこの中に追加をしていく。

今説明した「都の事務のリスト」から、1ページのⅠからⅢ及び22ページの「特別区以外の区域のみで行っている事務」を外して、12ページから16ページの「上記以外の府県事務」について、都、区がそれぞれ次回までにピックアップして、「検討対象事務リスト」を作成したい。

<資料2をもとに検討>

◎座長

都の事務リストについて何か質問等はないか。

○区側

⑥の中からは検討対象事務を選び出して検討対象にするということか。では、都が担うことでいいというものは検討対象から外すという仕切りになるのか。

○都側

基本的にそうだ。しかし、後で加えようということになれば、それは後で加える。

○区側

おおよそ見当のつく仕事も多々あるが、具体的に事業の中身を説明する資料を十分整えてもらわないと検討できない。その辺は如何か。

○都側

とりあえずリストを作ることに必死で、詳細な資料はまだできていない。これから検討するが、全部の事務について一度に個票を出すことは物理的に不可能だ。順々に資料を作成して検討していくことになる。その際には、都区双方の事務局が協力していきたい。

○区側

どんなイメージの資料になるのか。件数も必要だし、どんな個票を考えているのか。

○都側

逆に、最低必要なものは何か。

○区側

規模とか、どのぐらい財源がかかるのかとか、どのぐらいの事務量になっているのかとか。

○区側

ぼうっとしか見えないものを見えるものにする作業は、都で考えてほしい。足りないものを後で要求するしかない。

○区側

以前議論した任意共管事務は、ある程度イメージは持っている。しかし、それ以外の分はほとんど分からない。それを検討するのだから個票は、対象とか、規模とか、財政的にはどうかなど、事務をイメージできるような資料になる。

○都側

リストは法律面から見て作っている部分があり、現実の事務は、この法律に基づいた事務はこれだけという形にはなっていない。例えば予算額は幾らなのかというふうなものを出すときに、この事務の中のこの部分ですという形になって、現実には事務リストにある事務の部分だけの金額を限定することができないとか、そういうものが結構作業の中で出てくる。いろいろ相談をしながら進めていきたい。

○区側

例えば、検討対象事務リストができれば、全部区が担うということ为原则にして、資料1の基準の2(1)から(7)に基づき選り分けていく。つまり、(1)から(7)に該当するかどうか分かる資料が欲しいということだ。

予算規模となると財政の話になってしまう。財政の話は最後にする。とにかく都と区の役割分担を抜本的に見直しするのが一応建前でここまで来た。基準までできた。リストも出てきた。このリストを判断する上で必要になってくるのは、個々の事務が(1)から(7)までに当たるかどうかということ、メルクマールとか指標だとか、

そういうものが出してもらえるかどうかだ。

○都側

まだ個票は着手していないので、それができるできないをこの場ではいえない。しかし、なるべく議論のしやすいような資料は用意したい。ただ、それが今言われたような要望に完全に沿うものになるかどうかは、作ってみないと何とも言えない。

○区側

今日リストアップした事務は、数としてはどれぐらいになるのか。

○都側

I、II、IIIと「特別区以外の区域のみで行っている事務」を除外して461である。

○区側

今回の事務リストには「関する事務」とあることから、細分化すると、おそらくはもっとすごい数になってくる。

○区側

個々の事務の検討を行い役割を分けたが、実は寄せてみると主体が別々ではうまくいかないというもの、相互の事務執行上の密接な関係があるとか、そういうことがまた後で出てくると検討が後戻りになってしまう気がする。そういう面も配慮して資料調製を願いたい。

○都側

事務事業は非常に多岐にわたっている。項目上はそれぞれの事務が平等に見えるが、事の軽重はある。その辺の軽重を考えると資料を作る際に全部同じ記述とか、中身をそろえるということは効率的にどうかとは思う。勿論、全部リストに挙げるべきものについては、説明資料を作成するが、中身については詳細なもの、概要のみのものなど軽重がつくということを了解願いたい。

◎座長

この事務のリストを基に前回確認した「検討対象事務を選定するための基準」により具体的な検討対象事務のリストを整理し、今後、鋭意検討したいというふうに取りまとめたい。

(5) 次回の議題について

次回の議題について、説明の後、検討を行った。

<都側から資料3「次回の都区のあり方検討委員会幹事会の議論について(案)」の説明>

まず、検討対象事務リストを次回に用意して、確認し確定していただきたい。次に、10月10日の都区のあり方検討委員会への報告案件を整理したい。3番目に、今後の具体的な事務配分の検討の進め方について、次回に検討したいということである。最後の区域のあり方については、2月上旬の都区協議会に一定の報告をしていくことを踏まえると、9月に検討の視点から議論を始めたいという提案である。

<資料3をもとに検討>

◎座長

400を超える事務事業を一個一個具体的に検討するということになる、極めて膨大な事務量になる。したがって、限られた時間の中でそれを検討するということになる、ある程度、効率的な検討が必要ではないか。そういうことも含めて、意見を伺いたい。

○都側

まだ都の内部でも議論ができていないが、非常に膨大な量を2年間という限られた期間の中で検討しなくてはならない状況であり、どこまで深くできるかということも考えなければならない。幹事会あるいは委員会に求められているものは、基本的方向を出すことだということ踏まえて、個々の事務について全部結論を出さなくてはいけないのか、あるいは大きな考え方を整理できればいいのか、今後の議論の方向を考えていく必要がある。

○区側

事務配分の検討は、大変な作業だというのが都区の共通の認識である。区も幹事会のメンバーだけではとてもできない。区長会や副区長会、各部長レベルでいろいろな議論を繰り返しながらやっていかなければならないので、議論は効率的に進めなければならない。

今、都側が述べたように基本的な方向を出すという2年後のゴールをどういうイメージで持つかによって、その作業の仕方も変わってくる。それも次回に向けて少し整理をしながら、またどういうことをどういう目標でどこまでやるかということも併せて整理する必要がある。

○都側

どういうことを対外的に打ち出していくか、最終的なイメージなしに区域の問題についても同じだと思うがやみくもに堂々巡りの議論をしていてもしようがない。まして、事務事業については、対象が膨大なのでそういう点で双方の事務局同士で最終的なイメージを一致させていかなければいけない。

次回までに事務局に議論してもらい、それをそれぞれのメンバーに大体こんなところで議論をすべきではないかということの説明してもらい、それを基に検討しては如何か。

◎座長

もし異論がなければ、最終的にどういうイメージの報告になるか、事務局で次回に向け少し調整してもらい、その上で具体的な検討を進めることにしたい。

○都側

まだ都の中でも議論ができていないので、次回までに一致できるかどうかはわからないという点は留保させてほしい。なるべくそういう方向で努力することとしたい。

○区側

今回の議題に区域のあり方があるが、事務配分をどのように行うか、そういう前提の中で区域について必要があれば検討をするという問題ではないか。都の事務について今日膨大なリストが提示された段階で、議論の程度にもよるが、この先の区域のあり方の議論に入っていくのは少し早いのではないか。今回の幹事会で検討対象事務リストなどを検討し、親委員会に中間的な報告をした後というタイミングではないか。

○都側

確かに親委員会に1回諮って、事務配分について整理してから区域に移るのは非常にきれいな流れだ。しかし、検討の時間的な問題等を考えると、区域のあり方について何で議論が必要なのか入り口だけでも都の考え方を示し、フリートキング的なことでもいいので行いたい。対外的にも都と区で区域の議論もきちんとやっているのだということを見せていく必要がある。そういう意味では、9月に議論をしても拙速ということにはならない。

○区側

その辺が非常に微妙だ。つまり、区側は、具体的に区域のあり方の検討の視点というものがどのようなものなのか、何か都側から披瀝をされるのか、具体的にイメージがわからない。例えば、こういう区割とか、23要らないとか、12でいいとか、そういうイメージで来るかによって全然受け止め方が違う。

○都側

そんな話ではない。そもそも区域の問題は、特別区自身で決めるべき事柄である。都から幾つにすべきだとかそんなおこがましいものを出すつもりはない。

ただ、都民区民の生活圏域が広がっているとか、時代的に見てそういうものがどうなのかとか、行政改革の必要性から見てどうなのかとか、そういう問題提起をしたいということである。

○区側

この幹事会を始める際に各区長の意見を伺ってこの場に臨んでいる。その中でも区域のあり方の問題については拒否反応を示す区長もたくさんいる。しかし、この幹事会も含め委員会で、区域のあり方も含めて検討する取り決めになっていると説得して

ここに臨んでいる。都は、知事以下組織が一本だから組織の意思決定が速くできる。しかし、区側は、23人の区長を取りまとめることは難しい。様々な意見があるなかで取りまとめや検討をしていくことは大変だ。

したがって、何もかも一緒にさっと走るのではなく、少なくとも事務の配分について幹事会としての一定の報告を親委員会にしたうえ、それを踏まえ次の段階として区域のあり方の検討に入っていくほうが取りまとめやすい。

この2月に行われる都区協議会にどの程度の報告が必要なのか。区域のあり方について、いろいろな議論をした結果を報告しなければならないのか、素材にのせて検討を始めたという程度の報告でいいのか、少し考えてスケジュールを調整した方がいい。

○都側

1回けじめをつけてから次に入っていくのがいろいろな意味で進めやすいという区側の事情は非常によくわかる。ただ、事務移管はどの程度になるかという結論が出るまで区域の問題に入るのを待っているわけにはいかないのも事実だ。おそらく都側から9月に示すことができるものは、今の区の区域の変遷とか、区民の生活領域がどう変わったとかであり、極めて一般的なことから入っていく議論である。そのような入口の議論だけでも難しいか。

○都側

きついのであれば、絶対に9月19日に議論しなければいけないというところまで考えているわけではないので、事前にちょっと資料を見てもらうのも1つの方法かもしれない。

○都側

今、都側から述べたように資料を見てからこれは少々きついということであれば、議題から外してその他のところで項目名を書かないで、東京富裕論を巡る状況についてというような形で資料を示し、今の客観的な状況まで次回にやらせていただきたい。それは必ずしも区域のあり方についての検討に入ったということではなく、今の都と区を巡る状況の説明の一環として受け止めてもらってもいい。

◎座長

区域のあり方については、議題としないで「その他」で特別区の置かれている現状とか、東京のそういう状況とかを少しフリートーキングするなかでの素材にするということであるが、如何か。

○区側

結構だ。

○区側

先ほど区側が述べたように検討に入りましたとなると、やはりハレーションが大きくて、進むものも進まなくなってしまう可能性がある。何か知恵を働かせたやり方をする必要があります。

◎座長

それでは、区域のあり方については、本日の議論を踏まえて次回の対応を調整したい。

(6) その他

○東京富裕論をめぐる状況について

東京富裕論をめぐる状況について、都側資料の説明の後、意見交換を行った。

<都側から都側資料「第11回地方分権改革推進委員会資料」の説明>

<都側資料をもとに意見交換>

○区側

区は現実の問題として、金が余り過ぎている実感は全くない。単に表に出た施策を見て批評されているが、そういったことについてはしっかりと国に対しても発言をしていかなければならない。具体例として、東京という市街地で密集地域の改善をする

には天文学的な数字の財政需要がある。しかし、そんなことは一切触れられていない。

○都側

都は、いわゆる東京富裕論に対して有効な反撃をするために、全庁的に取組み、これから秋の陣に向けて反論、反撃をしていく。この点で、大変失礼な言い方かもしれないが、区側からの発信が弱いのではないかと感じている。先ほどあったように、特別区には地方に比べ、まちづくり一つとっても膨大な財政需要があるとか、区と都と双方相携えて、東京の財政を担う者としての責任と役割をしっかりと主張していかなければならない。

○都側

特別区はやるべき仕事をやっていないとか、やっていないにもかかわらず贅沢なことをやっているとか、いろいろと厳しい見方をされているというのは事実である。今、都区のあり方検討委員会で事務のあり方や区域のあり方についてもきちんと真摯に検討しているということを対外的にアピールしていかないと、この難局は乗り切れない。

都も区も自浄能力というか、自己解決能力で、自らこういうことで批判に承えていくということを積極的にPRする意味からも、今回の議論、特に事務のあり方、それから区域のあり方などについても、そういうことも視野に入れながら積極的に検討したい。

○区側

区も区長会として反論の資料を作って、国に対する要望活動をしている。しかし、都と区がそれぞれでやっているのではどうも弱い。都は都としての財政状況の中で説明し、区は区としてやっているが、トータルでどうだという議論がないのではないかと。今後は、都と区が是非連携して、都区合わせてこういう反論ができるということをやっていく必要がある。

○区側

夜働いている人たちから昼間の騒音対策について要望がある。首都あるいは大都市というものを切り盛りしていくための費用をそういう人たちも負担しているので無視できない。そういう人たちへの行政サービスなど地方にはない行政需要というものが東京にはあるということを実証していく必要がある。

○都側

東京富裕論は、全国知事会議でも話題になるなど全国レベルのものになっているのだということを実証しなければならない。したがって、今、区側が述べたように施策の妥当性なり合理性というものをはきちんと実証して反論していかないと駄目な段階になっている。その時期は迫っており、連携していて時間をとられることはできず、切迫した状況にあることを理解願いたい。

都はおそらくマクロ的な目で見たと反論だが、区は住民の視点から切り口を変えたバージョンであってもいい。反論は個々ばらばらでは力が弱い。23区が連携した形で繰り返しあらゆる場を捉えて言っていくことが必要だ。風当たりが極めてきついというのが実情だということを実証願いたい。

○区側

富裕論で使われている数字は、財源超過額であって、交付税算定上の財源超過額ということで、あくまでも需要が適切に算定され、そして収入が図られ、その上でということが前提のはずだ。大都市東京の需要が的確に算定されているかということが非常に不十分だ。全国的な水準で見ると計り知れない大都市東京の需要を具体的な事例で一つひとつ示していく必要がある。

○都側

東京富裕論については、国政の場でも、経済界とかマスコミが取り上げる学者の意見でも、今は都と区は四面楚歌の状態になっている。反論にあたっては、役所の考え方をまとめていくだけでなく、学者や発言力が強くなっている経済界の人を通じてアピールしていくことが必要である。

○都側

東京富裕論については、都や区は何の努力をしなくとも恵まれているという率直な地方の思いがあり、東京も努力した結果、都市としての魅力が高まり、人もお金も集まるのだということ、都と区もやるべきことはやるんだということをアピールしていく必要がある。

そういう意味からすると、都区のあり方は注目を浴びており、やるべきことは都区もやっているということで、区域の問題も含めて是非踏み込んだ議論をすることが必要であると考えている。

◎座長

それでは、時間も経過したので幹事会を閉会したい。